

許可番号 03820018232

産業廃棄物処分業許可証

住所 愛媛県四国中央市川之江町2529番地の199
氏名 丸善商事株式会社
代表取締役 石川 義浩

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

愛媛県西条保健所長 武方 誠二



許可の年月日

令和5年6月14日

許可の有効年月日

令和10年6月13日

1. 事業の範囲

中間処分

選別処分：廃プラスチック類、木くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」、がれき類 以上4種類
切断処分：廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず 以上4種類
切断圧縮処分：廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず 以上4種類

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 選別施設

1基

設置場所：四国中央市川之江町4181番6

設置年月日：令和4年12月28日

処理能力：39.7m³/時

(2) 切断施設

1基

設置場所：四国中央市川之江町4181番6

設置年月日：令和4年5月31日

処理能力：9.376t/時

(3) 切断圧縮施設

1基

設置場所：四国中央市川之江町4181番6

設置年月日：平成15年5月10日

処理能力：4.5t/時（廃プラスチック類）、18.9t/時（紙くず）、
4.5t/時（繊維くず）、9t/時（金属くず）

(4) 保管場所

1箇所

設置場所：四国中央市川之江町4181番6

保管面積：①6.00m²、②④各々8.50m²、③7.71m²、⑤7.50m²、
⑥13.40m²、⑦15.00m²

保管容量：①②④⑤各々18.00m³、③14.40m³、⑥3.68m³、
⑦4.50m³

保管する廃棄物の種類：①廃プラスチック類、②紙くず、③木くず、④繊維くず、
⑤金属くず、⑥「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、
改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」、⑦がれき類

以上7種類

(裏面へ続く)

(裏 面)

3. 許可の条件
該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況
○当 初 許 可

令和 5年 6月14日

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有

・

⊖